

笛吹市第5次地域福祉計画策定業務委託(債務)プロポーザル実施要領

1 目的

笛吹市第5次地域福祉計画策定業務に向け、アンケート調査及び計画策定業務を委託する事業者の知識、技能、経験等を見極め、本事業に最も適した業者を選定するため、プロポーザルを実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

2 業務委託の概要

(1) 委託業務の名称

笛吹市第5次地域福祉計画策定業務委託(債務)

(2) 委託業務内容

別紙「笛吹市第5次地域福祉計画策定業務委託(債務)仕様書」による。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月23日

(4) 委託料の上限額(消費税及び地方消費税額を含む。)

令和7年度 3,905,000円

令和8年度 3,388,000円

(5) 委託場所

笛吹市内

3 委託業者の選定方法

事業者の選定に当たっては、事業の公平かつ適正な実施を図るため「公募型プロポーザル方式」によるものとし、組織執行体制、導入実績、見積価格の適正さ、企画提案内容などを総合的に審査、評価を行い、当該事業に最も適した事業者を選定するものとする。

4 参加資格

プロポーザル選考に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等の規定に基づき更正または再生手続をしていない法人等であること。
- (4) 国税、都道府県税、市町村税を滞納していない法人等であること。
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

- (6) 過去 10 年の間に、地域福祉計画における各種調査の業務委託又は行政計画の策定支援業務を 3 件以上受託し、完了した実績があること。

5 参加申込書類の提出(一次審査)

(1) 提出書類

- ア 参加申込書(様式第 1 号)
- イ 事業者概要(様式第 2 号)
- ウ 業務実績書(様式第 3 号)
- エ 実施体制調書(様式第 4 号)
- オ 誓約書(様式第 6 号)
- カ 次に掲げる納税証明書、又は未納がないことがわかる証明書。ただし、令和 7・8 年度笛吹市入札参加資格有資格者名簿(物品・役務)に登録されている者は提出不要
 - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
税務署の発行する直近 2 年間の証明書。提出日において発行の日から 3 か月以内のもの
 - (イ) 山梨県税及び市町村税について、未納の徴収金(納期限が到来していないものを除く。)がない旨の証明書
所管事務所の発行する直近 2 年間の証明書。提出日において発行の日から 3 か月以内のもの

(2) 提出部数

各 2 部(正本 1 部、副本 1 部)

(3) 提出期限

令和 7 年 6 月 27 日(金) 17 時まで

(4) 提出方法

- ア 持参または郵送で紙による。
- イ 郵送による場合は、提出期限内に必着とし、簡易書留郵便等の送付記録の残る方法により送付すること。

6 一次審査について

- (1) プロポーザル参加申込が 3 者以下の場合は、全ての申込事業者を参加事業者としてプロポーザルを実施する。
- (2) プロポーザル参加申込が 4 者を超えた場合は、審査委員会において次の審査基準に従い審査及び採点を行い、評価点数の高い上位 3 者を企画提案書提出要請事業者として選定するものとする。
同点の場合は、過去 10 年の自治体における地域福祉計画の業務実績数により判定するものとする。
- (3) 審査結果については、参加申込を行った全ての事業者に対し、その旨を通知するとともに、確定した参加事業者に対し、企画提案書提出要請を行うものとする。

【審査基準(一次審査)】

評価項目		評価事項	判断基準
事業者の評価	専門技術力	過去 10 年以内の同種業務の実績	地域福祉計画のアンケート調査の調査業務の実績数
			地域福祉計画の計画策定業務の実績数
実施体制の評価	統括責任者の評価	過去の同種業務の実績	地域福祉計画の計画策定業務の実績数
		経験年数	同種業務の経験年数に応じて評価
	業務管理者の評価	過去の同種業務の実績	地域福祉計画の計画策定業務の実績数
		経験年数	同種業務の経験年数に応じて評価
	業務担当者の評価	過去の同種業務の実績	地域福祉計画の計画策定業務の実績数
		経験年数	同種業務の経験年数に応じて評価

7 企画提案書類の提出(二次審査)

本市から企画提案書提出要請を受け、プロポーザルへの参加が認められた事業者は、次により書類を提出する。

(1) 企画提案書

ア 企画提案書は、仕様書に基づくものとするが、次の項目を盛り込むこととする。

- (ア) アンケート調査結果の集計、分析、結果報告
- (イ) 笛吹市第 5 次地域福祉計画案の作成支援(実施方法、手法等)
- (ウ) 実施スケジュール
- (エ) 会社としての実施体制(業務に係る人数、管理、責任体制など)
- (オ) その他本業務に対する提案

イ 様式は任意とする。

ウ 提案書のページ数等の制限は行わないが、提案内容が具体的にわかるよう簡潔明瞭なものとする。

エ 提案書は、A4 版フラットファイルに両面、横書き、左綴じし、ページを付すこと。ただし、A3 用紙を使用する際は A4 版サイズに折り込むこと。

(2) 見積書及び見積内訳書

ア 提案事業者の提案を実現するための全ての経費について、見積書を作成すること。

イ 見積書の書式及び各項目についての様式は自由であるが、消費税等込みの金額を記載すること。

ウ 令和7年度、令和8年度それぞれの見積書及び合計の見積書を提出すること。

エ 見積書のあて先は「笛吹市長」とし、件名は「笛吹市第5次地域福祉計画策定業務委託(債務)」と記載すること。

(3) 提出部数

各7部(正本1部、副本6部)

(4) 提出期限

令和7年7月28日(月)17時まで

(5) 提出方法

ア 持参または郵送で紙による。

イ 郵送する場合は、提出期限内に必着で、簡易書留郵便等の送付記録の残る方法により送付すること。

8 二次審査について

(1) 企画提案書の内容について、審査委員会において次の審査基準に従って評価基準点(最大評価点の60%)を超えた者を候補者とし、最も得点の高かった候補者を優先交渉権者とする。

なお、評価基準点が同点の場合は、見積金額の低い事業者を優先交渉権者とする。

(2) 開催日時・場所

ア 日時 令和7年8月19日(火)

イ 場所 笛吹市役所本館301会議室

(3) 企画提案書が提出された後の追加資料の配布や使用は認められない。

(4) 審査結果は、後日全ての参加者に書面で通知する。

【審査基準(二次審査)】

評価項目		評価事項	評価の視点
提案書の評価	全体的事項	基本構成	仕様書等で提示した記載内容の全てが網羅され、分かりやすくまとめられているか。
		業務理解度	仕様書等で提示した目的、条件、内容を理解した提案書が作成されているか。
	執行体制	実施体制等の適正	本業務の実施体制、担当者の配置状況が明確かつ適正で、業務が適切に実施できるか。
		安定度	業務の責任体制、配置人数が充実し、安定的に業務が執行できるか。
	具体的な技術提案	現状の理解度	本市の現状、課題を的確に把握した提案内容になっているか。
		的確性	国・県の動向を踏まえた内容で提案されているか。
			アンケート結果の分析と必要な対策の検討について提案があるか。
			将来を見据えた長期的な地域福祉計画について提案があるか。
			本市が実施する地域福祉事業についての位置づけがされているか。
			第4次計画を検証し、第5次計画に反映する提案となっているか。
			地域福祉計画に盛り込むべき5つの事項について、支援の在り方や推進方策、体制の整備方針について具体的な提案がされているか。
			成年後見制度利用促進基本計画について地域福祉計画との関係性も含めて、具体的な提案がされているか。
	業務実施方法 技術提案	実現性	市民にとって分かりやすい計画書、概要版の作成が期待できるか。
		積極性	仕様書に定めのない業務内容に関しても、積極的に取り組もうとする提案があるか。
	計画工程	計画工程	円滑に計画策定が行われるよう、適切なスケジュールとなっているか。
業務コストの評価	積算の妥当性	積算の妥当性	提示した仕様を網羅した上で、提案内容に見合った適正な経費計上が行われているか。

9 質疑応答

(1) 質問方法

ア 質問書(様式第5号)に記載の上、「12 担当部署(書類提出先)」に記載の電子メールアドレスに、電子メールで送信すること。

なお、質問書送信時の件名は「【笛吹市第5次地域福祉計画策定業務(貴社名)】」とし、質問書の送信後、必ず電話で着信の確認を行うこと。

イ 面談又は電話での質問は受け付けない。

(2) 参加申込に関する質問

ア 提出期限 令和7年6月16日(月) 17時必着

イ 回答日 令和7年6月20日(金)

(3) 企画提案書に関する質問

ア 提出期限 令和7年7月11日(金) 17時必着

イ 回答日 令和7年7月18日(金)

(4) 回答方法

質問に対する回答は、市ホームページにより行う。

10 契約の締結

審査の結果、最高得点取得者として決定した者と本業務の契約交渉を行う。優先交渉権者と契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、又は諸事情により契約の締結又は業務の執行が困難となった場合は、次の順位の者と交渉するものとする。

11 その他の注意事項

(1) 本プロポーザルに係る費用については、全て事業者の負担とする。

(2) 提出書類は、一切返却しない。

(3) 採点結果及び採点内容については公表しない。

(4) 企画提案書等に記載した担当者等は、原則変更できないものとする。

ただし、やむを得ない理由による変更を行う場合は、変更前に本市の承諾を得なければならない。

12 担当部署（書類提出先）

〒406-0031 山梨県笛吹市石和町市部 800 笛吹市役所保健福祉館 2 階

笛吹市役所 保健福祉部 福祉総務課 地域福祉担当

電話 055-262-4111(代表) 内線 8-14-214

055-262-1275(直通)

電子メールアドレス fukushi-c@city.fuefuki.lg.jp

13 事業スケジュール

No.	項目	実施日	備考
1	参加事業者の募集開始	6月4日(水)	ホームページ
2	参加申込書等の質問書の受付期限	6月16日(月)	
3	参加申込書等の質問書に対する回答	6月20日(金)	
4	参加申込書の提出締切	6月27日(金)	持参の場合、17時必着
5	一次審査(参加申込書等の審査)	7月1日(火)	3者を超える応募があった場合の選考
6	企画提案書の提出要請通知	7月4日(金)	
7	企画提案書の質問書の受付期限	7月11日(金)	
8	企画提案書の質問書に対する回答	7月18日(金)	
9	企画提案書の提出締切	7月28日(月)	持参 17時必着
10	二次審査(プロポーザル審査委員会)	8月19日(火)	
11	選定結果通知	8月下旬	
12	契約締結	9月上旬	